

令和 年 月 日

笠間市高齢者見守りあんしんシステム利用承諾書

笠間市長 様

利用者 住所
氏名 ⑩

(同居者がいる場合)
氏名 ⑩

氏名 ⑩

笠間市高齢者見守りあんしんシステムを利用するに当たり、下記の事項を承諾します。

記

- 1 提出した笠間市高齢者見守りあんしんシステム利用申請書(様式第1号)に記載した利用者情報を、受託事業者、消防等関係機関に提供すること。
- 2 事業に必要な世帯状況及び課税状況(介護保険料の所得段階)について調査すること。
- 3 緊急通報を発生し、市、受託事業者、消防及び近隣協力員(以下「関係者」という。)からの連絡に回答がないときは、関係者が利用者の住宅内へ立ち入ること。
- 4 緊急時に関係者が住宅内に立ち入るときに、住宅等の一部(ガラス、雨戸、鍵、ドア等)に破損が生じても賠償責任を問わないこと。
- 5 自己の過失により、機器を紛失したとき又は機器を破損したときには、その実費相当を負担すること。
- 6 保守点検時においては、受託事業者に協力すること。
- 7 利用する電話回線によっては、下記のような不具合が生じる可能性があることを確認し、障害等が発生しても賠償責任は問わないこと。
 - ① 通信会社の責任による通信障害や保守作業(定期保守含む)が発生した場合、緊急ボタン等の各種サービスが正常に提供されないこと。
 - ② インターネットを利用している場合、インターネットの通信速度が低下する、電話音声に雑音が入ってしまうといった可能性があること。
 - ③ 停電が発生した際、通信回線に電気が供給されないため、緊急ボタン

等の各種サービスが正常に提供されない可能性があること。

8 鍵の預かりを希望した場合、次の対応がなされても異議を申し立てず、賠償責任を問わないこと。

①緊急通報発生時において、受託事業者が預かっている鍵を使用し、利用者の住居の扉を解錠すること。

②事業を利用しなくなってから3か月が経過しても、何らかの理由により受託事業者からの鍵の返還に応じていない場合、市が受託事業者から鍵を引取り、処分すること。

9 事業に係る利用料を、市に対し、その指定する方法により、遅滞なく支払うこと。